三十　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十三条第一項（国土交通大臣に係るものに限る。）
三十一　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第三十九条第二項（同法附則第五条第一項、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十二年法律第五十四号）第三十二条第二項並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第八条第二項及び附則第七条第二項において準用する場合を含み、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二条第一項並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第十三条及び附則第十八条において読み替えて適用する場合を含む。）
三十二　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二十七条第一項
三十三　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十三条第一項
三十四　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）第六十七条第一項
三十五　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十八条第一項及び第七十一条第三項（いずれも国土交通大臣に係るものに限る。）
三十六　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項（いずれも国土交通大臣に係るものに限る。）
三十七　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二十二条第二項
三十八　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第八十五条の二第二項において読み替えて適用する同法第八十二条第二項
三十九　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第十四条の二十第一項及び第四十五条第一項
四十　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十二条の三第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項及び第八十九条第一項
四十一　小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第十九条第一項
四十二　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第十六条第二項
四十三　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十一条第一項
四十四　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の十八第一項、第四十二条の二十五第一項並びに第四十八条第六項、第七項、第九項及び第十項（同条第九項及び第十項については、海上保安庁長官に係るものを除く。）
四十五　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第五十一条第一項
四十六　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第十八条第三項並びに第二十二条第二項及び第四項
四十七　船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十九条第一項
四十八　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十六条において読み替えて適用する同法第十三条第二項
四十九　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）第六条第一項
五十　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）第三条第三項